

IBM/LES 保守・テクニカルサービスのご提供条件

DTC (IBM/LES ビジネス・パートナー) と契約されたお客様に対して IBM から提供される「IBM/LES 保守・テクニカルサービス」のご提供条件を以下のとおり定めます。なお、本書において、日本アイ・ビー・エム株式会社を「IBM」、レノバ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社を「LES」、デジタルテクノロジー株式会社を「DTC」と記載します。

第1条 サービスの内容

1, IBM/LES は、本契約に基づき保守・テクニカルサービスとして以下のサービスを提供します。

1. 保守サービス

IBM/LES は、IBM/LES の所定の仕様どおりの良好な稼働を維持するため、お客様の要請に応じ、別紙記載の保守サービスの内容に基づき、故障機械の修理または他の機械への取替え、IBM/LES が適切であると判断した技術的変更、および IBM/LES が必要と判断した予防保守を行います。なお、当該保守サービス的前提条件は以下のとおりです。

- 1) 部品の取り外しを必要とするサービスについては、これらのサービスにより交換された旧部品または機械は IBM/LES の所有となります。お客様は、取り外された部品または交換された機械が IBM/LES 純正部品でありかつ変更されていないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。
- 2) お客様は、保守サービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべての IBM/LES 製以外の部品、付加物または変更物を機械から取り外すものとします。
- 3) お客様は、1 か月前の書面の通知により、保守サービスの内容を IBM/LES 所定の範囲で変更できます。この場合、変更内容に応じて第3条に定める料金は調整されます。

2. 追加サービス

IBM/LES は、保守サービスに加え、添付記載の追加サービスを行います。当該追加サービスには、準委任として提供されるサービスが含まれる場合があります。

2, 保守・テクニカルサービスは、日本国内の IBM/LES 所定のサービス地域内において提供されます。

3, 保守・テクニカルサービスには次のサービスは含まれません。

- 1) 事故、災害、機械の移動、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用、IBM/LES 所定の設備条件に合致しない稼働環境、IBM/LES 以外の者により提供されたサービスまたは変更、消耗品等 IBM/LES 以外の責に帰すべき事由により生じた機械の損壊、パーツ ID ラベルが変更もしくは取り外された機械の修復または増加したサービス。
- 2) 「特定品目」に対するサービス。なお、「特定品目」とは、アクセサリ、サプライ品目、フレーム、カバー、USB キーおよび電池、ならびに IBM 所定の使用限界に達したソリッド・ステート・ドライブ (SSD)、および SS DIMM 等の IBM/LES が別途定める品目をいいます。
- 3) 別に定める場合を除き、IBM/LES の Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定の機械コード (IBM/LES 機械と一緒に提供される、マイクロコード、BIOS (基本入出力システム)、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバー、診断プログラム) およびその他のソフトウェアのアップデートの導入。

第2条 サービス期間

1, 保守・テクニカルサービスのサービス期間は、お客様と IBM/LES ビジネス・パートナーとの間で別途定めるものとします。

第3条 料金および支払条件

1, IBM/LES ビジネス・パートナーにご注文された場合

1. お客様は、IBM/LES ビジネス・パートナーの請求書に基づき、所定の期日までに IBM/LES ビジネス・パートナーに直接、料金を支払うものとします。
2. お客様の要求により IBM/LES が保守・テクニカルサービス時間帯外、または本契約の範囲外の作業を提供した場合には、別途 IBM/LES 所定の料金が IBM/LES ビジネス・パートナーの請求書に基づき請求されます。
3. 保守サービスにおいて保守対象の機械の仕様が変更された場合、仕様変更部分にも本契約が適用され、料金の変更を伴う場合には当該変更月より変更後の料金が請求されます。ただし、変更が暦月の初日でない場合は、当該変更月の翌暦月から請求されます。
4. 保証期間満了または保守サービス解約により保守サービスが提供されていない IBM/LES 所定の機械に対して保守・テクニカルサービスを締結する場合、保守サービスの未契約期間 (保証期間終了または保守サービス解約から保守・テクニカルサービス契約書のサービス開始日までの期間をいい、以下「未契約期間」といいます。) に対して、以下に従い復帰料金が保守・テクニカルサービス料金に追加して IBM/LES ビジネス・パートナーの請求書に基づき請求されます。

復帰料金は、

- 1.) 未契約期間が3か月以上の場合に生じます。
- 2.) 未契約期間の月数に保守・テクニカルサービス契約のサービス開始日における標準料金を乗じてその料金が算出され、標準料金の12か月分を限度とし、一括払いとします。
- 3.) 中古機械の購入に伴う保守・テクニカルサービスの締結であり、かつ当該中古機械の購入日から3か月未満の場合（ただし、購入証明を必要とします。）は復帰料金は請求されません。

第4条 解約

- 1, IBM/LESは、サービス開始日から1年以上経過した個々の機械について、IBM/LES ビジネス・パートナー経由でお客様に3か月前の書面による通知により解約できます。
- 2, 前項の解約時における料金の取り扱い（保守・テクニカルサービス料金の支払いおよび支払い済み保守・テクニカルサービス料金の返還）は以下のとおりです。
 - 1.)年払料金において、料金支払い済みの保守・テクニカルサービスを解約する場合、お客様には解約の効力発生日が属する月の翌月からの残月数分の保守・テクニカルサービス料金が返還されます。
 - 2.) 一括払料金において、保守・テクニカルサービスを解約する場合、支払い済みの保守・テクニカルサービス料金は返還されません。
- 3, お客様またはIBM/LESは相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
- 4, お客様またはIBM/LESに契約の条件違反その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は相当期間を定めてその是正を催告するものとし、この期間内に是正されない場合には、本契約を解約できます。

第5条 資料の権利等

- 1, 追加サービスの履行に伴い、本契約に従いお客様のために納入される文書、資料、プログラム(別契約のもとで提供されるプログラム製品を除きます。)、その他の著作物（以下「資料」といいます。）のうち、お客様のために創作されたものの著作権は、お客様に帰属します。ただし、IBMはお客様に帰属する当該「資料」を「使用」（プログラムについては、機械に読みこませ、実行すること、その他の資料については、現存のまま閲覧・参照することをいいます。以下同じとします。）、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用し、他に使用許諾する国内外における取消不能の無償の使用権を有します。
- 2, IBM/LESが提供する既存の「資料」の著作権は、IBM/LES、その関連会社または第三者に留保されるものとし、別に書面で合意している場合を除き、お客様は、既存の「資料」をお客様の業務処理目的に限り「使用」できます。前項のお客様に帰属する「資料」に既存の「資料」の一部または全部がそのまま、または改変して組み込まれた場合、この既存の「資料」の著作権の帰属は、何ら影響を受けないものとし、お客様は前項のお客様に帰属する「資料」について、取得した権利の行使に必要な範囲で、この既存の「資料」を利用する使用権を有します。
- 3, 別契約のもとで提供されるプログラム製品の修正、改変、翻案等の作業が保守・テクニカルサービスに含まれる場合、これらの作業により作成されたものに対するお客様の権利について、別契約による当該プログラム製品についての使用権の規定が適用されます。かかる場合、お客様は当該プログラム製品の権利者または使用権許諾者よりIBMが保守・テクニカルサービスを提供するために必要な許諾を得ているものとし、
- 4, 本条で別に定める場合を除き、当事者が本契約の履行に伴い取得したいかなる知的財産権についても、かかる当事者は、相手方当事者に対し何ら対価を支払うことなく、またその同意を得ることなく、自己の権利を利用、実施、許諾、または譲渡できるものとし、

第6条 責任の制限

- 1, IBM/LESが合理的な範囲で繰り返し保守サービスを行ったにもかかわらず、保守対象の機械を良好な稼動状態に回復できなかった場合には、弊社は、次項の範囲内で損害賠償の責任を負います。
- 2, 前項の場合を含めて、お客様がIBM/LESの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IBM/LESの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実発生した通常かつ直接の損害に、損害発生の原因となった当該機械の保守・テクニカルサービス料金の12か月分（一括払料金の場合は当該保守・テクニカルサービスの料金相当額）に相当する金額を限度とする金銭賠償に限られます。
- 3, IBM/LESは、いかなる場合にも、IBM/LESの責に帰すことのできない事由から生じた損害、IBM/LESの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、データ・プログラムなど無体物の損害および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負いません。

第7条 その他

- 1, IBM/LES は、何ら保守・テクニカルサービス対象の機械の性能、機能、品質等を保証するものではありません。また、保守・テクニカルサービスにより機械の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
- 2, IBM/LES は、IBM/LES ビジネス・パートナー経由での3か月前の書面による通知により、保守・テクニカルサービス料金およびその他の本契約条件を変更できます。
- 3, IBM/LES は、国内外に存在する人員、リソースおよび IBM/LES が選択する第三者（以下「従契約者」といいます。）を使用して保守・テクニカルサービスを提供する場合があります。
- 4, お客様は、保守・テクニカルサービス対象の機械の所有者でない場合、保守・テクニカルサービスを受けることにつき所有者の承諾を得るものとします。
- 5, お客様は、IBM/LES が保守・テクニカルサービスを遂行するために、適時かつ安全にサービスを行うことができるようにするものとします。
- 6, お客様は、IBM/LES が保守・テクニカルサービスを遂行するために、IBM/LES に対しお客様施設への立ち入りおよび保守・テクニカルサービスの提供に必要な資料、情報ならびに機械、什器備品等の無償使用を認めるものとします。
- 7, 両当事者間で取り交わされる情報は、別途 IBM/LES 所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。
- 8, 本契約の履行に伴い、IBM/LES が IBM/LES ビジネス・パートナー経由または直接お客様から個人情報の開示または提供を受ける場合（後段に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。）は、両当事者間で別途締結する IBM 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。なお、IBM/LES および IBM/LES の関連会社はお客様の連絡先個人情報を、本契約の履行のために必要な範囲および地域で使用および保存することができるものとします。
- 9, 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅します。
- 10, 本契約の履行に伴い提供または開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウはいずれの当事者も相手方の産業財産権および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとします。
- 11, お客様は、自己の業務処理のために保守・テクニカルサービスの提供を受けるものとし、IBM/LES の書面による事前の同意がない限り保守・テクニカルサービスを再販することはできません。いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意を得ない限り本契約の全部または一部を譲渡できないものとします。ただし、IBM/LES の金銭債権の譲渡および IBM の製品またはサービスを含む一部事業の売却に伴う譲渡については制約を受けないものとします。
- 12, いずれの当事者も、製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンドユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則を遵守するものとします。
- 13, 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
- 14, 保証オプションサービスについては IBM/LES 所定の「保証の内容と制限」に定める規定が優先されます。なお、お客様はかかる規定を次の Web サイトからダウンロードして入手することができます。

http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/

※ LES 保守テクニカルサービスのご提供条件におけるマイナンバーの扱いについて

マイナンバー（個人番号をいいます。以下同じ）につきましては以下の扱いとします。

1. マイナンバーを含む電子データのお取扱いいたしません。
2. マイナンバーを含む記憶媒体を持ち帰ることができません。

部品をお渡しするサービスのご契約をいただいていない場合、マイナンバーを含む交換部品は買い取りいただきます。

※ 本サービスの発注時、お客様は上記事項に同意したものとさせていただきます。